



ひのはら村特産品マーク

- 檜原村の特産品[※]の宣伝、広報、PR活動に活用して、檜原村の魅力を広く発信していくためのシンボルマークです。

※主だった原材料が檜原村産である商品、もしくは檜原村内で製造している商品

- 商品・ノベルティ・各種販促ツール等に、本ロゴマークを使用することができます。
- 使用希望者は、檜原村観光協会にお問い合わせください。
(利用者登録が必要です)

お問い合わせ：一般社団法人檜原村観光協会

【TEL】042-598-0069 【FAX】042-598-0071

【e-mail】info@hinohara-kankou.jp

HPでもご案内しています。

右のQRコードを読みとるか、「お知らせ」をご覧ください。

ひのはら村特産品マークを使用して、
檜原村の特産品をPRしてみませんか？



このマーク制作は、公益財団法人東京観光財団の「地域資源発掘型実証プログラム事業」の一環として実施しています。事業の実施主体である数馬観光デザインセンター、檜原村観光協会、まちづくりラボ・サルベージの3社で考案し、檜原村エコツーリズム推進協議会（ブランド・商品化部会）の協力を得て、制作しました。

ひのはら村特産品マーク使用ガイドライン（概要）

1. ロゴマーク

- ・太めの文字と丸が力強く印象的なロゴマークです。
- ・「TOKYO HINOHARA」には、東京本土唯一の村というメッセージを込めました。
- ・「檜原」を読みやすく、覚えてもらいやすくするために、平仮名で「ひのはら」としました。

2. 使用方法

檜原村産の商品※の宣伝、広報、PRを目的として使用する場合に限り、本ロゴマークを使用することができます。
商品パッケージ・ノベルティ・各種販促ツールなどで幅広くご活用いただけます。

※檜原村産の商品：主だった原材料が檜原村産である商品、もしくは檜原村内で製造している商品

使用希望者は、利用者登録申請書※に使用目的、用途等、必要事項を記入の上、檜原村観光協会に提出してください。
登録の有効期限は、登録日の翌月1日から1年間とし、原則1年を単位に自動的に更新されるものとします。

※利用者登録申請書：檜原村観光協会配布しています。書式は、観光協会ホームページからもダウンロードできます。

3. ロゴの種類



【ロゴシール】

- ・檜原村観光協会が製作します。
- ・シールの種類は、4色（緑、黄、ピンク、水色）、3サイズ（40mm、30mm、20mm）です。
- ・農産物や加工品に貼って販売したり、包装資材等に使用できます。
なお、販売者が仕入商品にシールを貼る場合は、必ず生産者の許可を得た上で使用してください。
- ・シールは檜原村観光協会窓口で販売します。購入したシールの払い戻しは受け付けません。

【ロゴデータ】

- ・商品パッケージや販促物に使用する場合は、ロゴマークの画像データ（jpg/透過png）を提供します。
- ・ロゴマークの最小使用可能サイズは横幅20mmです。
- ・ロゴマークの変形（長体・平体・斜体、回転）、色の変更、装飾（影・縁取り・立体表示）等の加工は認めません。
- ・利用料は無料ですが、ロゴシールと同等の使い方及びロゴマークを主とした商品の製作・販売は認めません。
- ・商品イメージや印刷物の材質等に合わせて色の変更を行いたい場合、ここに記載されていない方法での使用を希望する場合は、利用申請の際に、ご相談ください。

4. 利用制限

下記に該当する場合は、ロゴマークの使用を認めないこととします。

1. 法令、公序良俗に反するものと認められる場合
2. 檜原村の信用又は品位を害するものと認められる場合
3. 檜原村のイメージを損なうと認められる場合
4. 「ひのはら村」マークの使用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
5. その他、管理者（檜原村観光協会）が不適切と認める場合

5. 禁止行為

使用者は、本マークの使用にあたり、以下の行為が禁止されます。

1. 利用者登録申請書に記載した使用目的以外で使用すること
2. ロゴマークの変形、加工、改変して使用すること
3. ロゴマークを商品名、サービス名、商標として使用すること
4. その他、管理者（檜原村観光協会）が不適切と判断する方法で使用すること

6. 使用の取り消しについて

使用の承認後であっても、使用者が本ガイドラインに違反してロゴを使用していると認められた場合、管理者裁量で必要と判断した場合（ロゴマークの使用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます）には、使用者への使用停止又は管理者が、必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとします。